

【 検 査 】**5 3 4 H B s 抗原定性・半定量又はH B s 抗原の算定について**

《令和 7 年 5 月 3 0 日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名等に対するD013「1」H B s 抗原定性・半定量又は「3」H B s 抗原の算定は、原則として認められる。
- (1) ウイルス性肝炎疑い
 - (2) 急性肝炎のみ
 - (3) 慢性肝炎のみ
 - (4) B型肝炎疑い
 - (5) B型肝炎の診断時
 - (6) B型肝炎の経過観察
 - (7) B型急性肝炎
 - (8) B型慢性肝炎
 - (9) H B Vキャリアのみ
 - (10) 慢性透析患者に対する定期的検査
- ② 次の傷病名に対するD013「1」H B s 抗原定性・半定量又は「3」H B s 抗原の算定は、原則として認められない。
- (1) C型肝炎疑い
 - (2) C型肝炎の診断時
 - (3) C型肝炎の経過観察
 - (4) C型急性肝炎
 - (5) C型慢性肝炎

○ 取扱いを作成した根拠等

H B s 抗原はB型肝炎ウイルスの表面に存在する抗原で、H B s 抗原陽性は、現にB型肝炎ウイルスに感染していることを意味しており、その消長を見定めることも必要である。このため、H B s 抗原定性・半定量、H B s 抗原は、B型肝炎の診断や経過観察、B型肝炎ウイルスキャリアの検索に広く用いられる。

ウイルス性肝炎疑い、急性肝炎、慢性肝炎では、まず、B型肝炎ウイルス感染の可能性を除外する必要がある。

また、透析患者は、観血的な治療を受け輸血を受ける機会も多いため、肝炎ウイルスに感染するリスクが高く定期検査が欠かせない。

以上のことから、①の傷病名等に対するD013「1」H B s 抗原定性・半定量又は「3」H B s 抗原の算定は、原則として認められると判断した。

一方、HBs抗原はC型肝炎ウイルスの検査を目的とするものではないことから、②の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。